



発行日 2023.7.5

発行者 瀬良社会保険労務士・FP事務所

代表 瀬良孝司

今年も、梅雨による大雨の被害が出ていますね。最近よく聞く線状降水帯による集中的・記録的な降雨となっています。被害にあわれた方々には、謹んでお見舞い申し上げます。

さて、7月号をお届けします。今回は、問題になっている「マイナンバーカード」についても取り上げましたので、ご参照ください。



あじさい【形原温泉あじさいの里】2023.6.18 撮影

【INDEX】

- マイナンバーカードに関する最新情報
マイナンバーカードの登録情報が誤っていた場合の 1
対処について
- 社会保険の手続きに関する最新情報
報酬・賞与の区分が明確化されます 2
- 雇用に関する最新情報
募集・職業紹介における労働条件明示事項の改 2
正について
- 特集
相続時精算課税制度と暦年課税の見直しについて 3
(2024.1.1 施行)
- 日経新聞拾い読み
マンション節税防止へ 4
- PRIVATE
知多四国八十八か所巡り 5

■ マイナンバーカードに関する最新情報

マイナンバーカードの登録情報が誤っていた場合の対処について

マイナンバーカードに紐付けされた情報に次々と誤りが見つかっています。万が一誤った情報が登録されていることに気づいた場合の対処法を紹介します。

■ 健康保険証情報

フリーダイヤル（0120-95-0178。音声ガイダンスに従って「4→2」に進む）か、加入している医療保険の保険者に問い合わせます。

情報が正しく登録されているかを確認する場合は、マイナポータルにログインし、「注目の情報」の「最新の健康保険証情報の確認」を押して、「あなたの健康保険証情報」から、登録されている健康保険証情報を確認します。

■ 公金受取口座情報

マイナポータルにログインし、「注目の情報」の「公金受取口座の登録・変更」を押して「公金受取口座の登録状況ページ」にて、登録されている情報を確認します。口座情報に誤りがある場合は、このページから登録口座の削除を行います。

■ マイナポイントに関する情報

「マイナポイント」アプリ・サイトのトップ画面から「申込み状

況を確認」を押すと、マイナポイント申請が正しく登録されているか確認できます。

申込みをした覚えがないのに申込済みとなっていた場合や心当たりのない決済サービスが登録されていた場合は、上記フリーダイヤルで音声ガイダンスに従って「5」に進むか、申込みをした自治体（手続支援窓口）に問い合わせます。

問合せの際は、上記サイト・アプリの「申込状況の確認」から、「マイキー I D」「申込日時」「決済サービス」「決済サービス I D」の情報が必要になります。

【デジタル庁「よくある質問：マイナンバーカードの健康保険証利用について」】

<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/fq-aq-insurance-card/>



■ 社会保険の手続きに関する最新情報

報酬・賞与の区分が明確化されます

今般、厚生労働省の事務連絡が改正され、賞与にかかる諸規定を新設した場合の取り扱いが明確に示されました。なお、こちらの改正は、平成 30 年に示された事務連絡の内容を明確化するためのものであり、従来の取り扱いを変更するものではありません。

■ 概要

毎年 7 月 2 日以降に、賞与にかかる諸規定を新設した場合には、年間を通じ 4 回以上の支給につき客観的に定められているときであっても、次期標準報酬月額の時決定（7 月、8 月または 9 月の随時改定を含む）による標準報酬月額が適用されるまでの間は「賞与」として賞与支払届の対象となる取り扱いが明確に記載されました。

■ 改正内容

新たに賞与の支給が諸規定に定められた場合、次期標準報酬月額の時決定までの間は、具体的にどのような取扱となるのか。

【改正前】

新たに諸手当等の支給が諸規定に定められた場合、仮に年間を通じ 4 回以上の支給が客観的に定められている場合であっても、次期標準報酬月額の時決定までの間は、賞与に係る報酬額を算定することが困難であることから、「賞与」として取り扱い、賞与支払届を提出させること。

なお、次期標準報酬月額の時決定の際には、諸規定や支給実績を元に「賞与に係る報酬」又は「賞与」を判断し、「賞与に係る報酬額」については、支給実績から、諸規定による諸手当等の支給回数等の支給条件であったとすれば 7 月 1 日前 1 年間に受けたであろう賞与の額を算定し、その額を 12 で除して得た額となる。

【改正後】

賞与に係る諸規定を新設した場合、仮に年間を通じ 4 回以上の支給が客観的に定められている場合であっても、次期標準報酬月額の時決定（7 月、8 月又は 9 月の随時改定を含む。）による標準報酬月額が適用されるまでの間は、賞与に係る報酬額を算定することが困難であることから、「賞与」として取り扱い、賞与支払届を提出させること。

なお、次期標準報酬月額の時決定（7 月、8 月又は 9 月の随時改定を含む。）による標準報酬月額が適用される際には、諸規定や支給実績を元に「賞与に係る報酬」又は「賞与」を判断し、「賞与に係る報酬額」については、支給実績から、諸規定による諸手当等の支給回数等の支給条件であったとすれば 7 月 1 日前 1 年間に受けたであろう賞与の額を算定し、その額を 12 で除して得た額となる。

また、機構では、「報酬」および「賞与」の区分は、保険料額および年金額の計算の基礎となることから、正しく判別のうえ、届出をするよう呼びかけています。

■ 雇用に関する最新情報

募集・職業紹介における労働条件明示事項の改正について

6 月 28 日、「職業安定法施行規則の一部を改正する省令」が公布されました。これは、求人企業・職業紹介事業者等が労働者の募集を行う場合・職業紹介を行う場合等に明示する労働条件について、令和 6 年 4 月 1 日からは、新たに以下の事項についても明示することを必要とするものです。

■ 新たな明示事項

- 1 従事すべき業務の変更の範囲
- 2 就業の場所の変更の範囲
- 3 有期労働契約を更新する場合の基準に関する事項（通算契約期間または更新回数の上限を含む）

■ 記載例

上記の事項について次のような記載例が示されています。

- 1 従事すべき業務の変更の範囲
 - 例 1：（雇入れ直後）一般事務
（変更の範囲） ●●事務
 - 例 2：（雇入れ直後）法人営業
（変更の範囲） 製造業務を除く当社業務全般
 - 例 3：（雇入れ直後）経理
（変更の範囲） 法務の業務
- 2 就業の場所の変更の範囲
 - 例 1：（雇入れ直後）東京本社
（変更の範囲） ●●支社
 - 例 2：（雇入れ直後）大阪支社
（変更の範囲） 本社および全国の支社、営業所
 - 例 3：（雇入れ直後）渋谷営業所
（変更の範囲） 都内 23 区内の営業所

- 3 有期労働契約を更新する場合の基準に関する事項（通算契約期間または更新回数の上限を含む）

例 1：契約の更新 有（●●により判断する）
更新上限 有（通算契約期間の上限 ●年/更新回数の上限 ●回）

例 2：契約の更新 有（契約期間満了時の業務量、勤務成績により判断）（注）
通算契約期間は 4 年を上限とする。

（注）「諸般の事情を総合的に考慮したうえで判断する」というような抽象的なものではなく、「勤務成績、態度により判断する」、「会社の経営状況により判断する」など、具体的に記載いただくことが望ましいとされています。

例 3：契約の更新 有（自動的に更新する）
契約の更新回数は 3 回を上限とする。

■ 明示するタイミングについて

○ ハローワーク等への求人の申込みや自社ホームページでの募集、求人広告の掲載を行う場合は、求人票や募集要項において、少なくとも前述のような労働条件を明示しなければなりません。

○ ただし求人広告のスペースが足りない等、やむを得ない場合には「詳細は面談時にお伝えします」などと付したうえで、労働条件の一部を別途のタイミングで明示することも可能です。この場合、原則、面接などで求職者と最初に接触する時点までに、すべての労働条件を明示する必要があります。

○ また、面接等の過程で当初明示した労働条件が変更となる場合は、その変更内容を明示する必要があります。

相続時精算課税制度と暦年課税の見直しについて(2024.1.1 施行)

2023 年度税制改正で、「相続時精算課税制度」と「暦年課税」について見直しが行われました。これまでもご案内させていただいていますが、今回の改正点とメリットと留意点等について取りまとめましたので、ご案内させていただきます。

■ 相続時精算課税制度と暦年課税の概要と改正点

	相続時精算課税制度	暦年課税
贈与者	贈与年の 1 月 1 日時点で 60 歳以上の者	誰でも可
受贈者	贈与年の 1 月 1 日時点で 18 歳以上の直系卑属	誰でも可
適用時の手続き	相続時精算課税選択届出書の提出	不要
控除額	・受贈者ごとに年間 110 万円(基礎控除) ・特定受贈者ごとに累積 2500 万円(特別控除)	受贈者ごとに年間 110 万円(基礎控除)
税率	一律 20%	10~55%の超過累進税率
贈与税の申告	基礎控除以下の場合申告不要	基礎控除以下の場合申告不要
相続財産への加算	相続時精算課税制度を適用したすべての贈与財産を相続財産に課税(基礎控除部分を除く)	相続開始前 7 年以内の贈与財産を相続財産に加算(基礎控除部分を含む) ただし、3 年超 7 年以内の贈与は総額 100 万円まで加算しない

■ 相続時精算課税制度について

相続時精算課税とは、60 歳以上の父母または祖父母から、18 歳以上の子や孫等に財産を贈与する場合に選択できる制度です。この制度を選択すると、累積 2500 万円までの贈与が非課税となりますが、相続時には贈与された価額を相続財産に加算した額に対して相続税が課されます。

【今回の改正のポイント】

- 年間 110 万円の基礎控除が創設されました。
- 控除された価額は相続時の財産からも除かれます。
(110 万円以下の贈与は期間に関係なく生前贈与加算の対象とならない)
- 基礎控除 110 万円までの贈与は贈与税の申告が不要です。

【相続時精算課税制度を選択したときの留意点】

- 年間 110 万円を超えたら贈与税の申告が必要となります。
- 小規模宅地の特例が使えなくなります。
- 判断と計算が非常に面倒です。
- 一度選択した相続時精算課税は暦年課税に戻ることができません。

■ 生前贈与加算(暦年課税制度)について

生前贈与加算は、被相続人から相続開始前 3 年以内に暦年課税によって贈与を受けた場合に、その財産の贈与時の価額を相続財産に加算する制度です。暦年贈与により基礎控除額 110 万円以下で贈与を受けた財産にも、加算期間内であれば相続税が加算されます。

【今回の改正のポイント】

- 加算期間が 3 年から 7 年に延長されます。
(ただし、3 年超 7 年以内に受けた贈与については 100 万円まで加算されません。)
- 経過措置により、加算期間は 2027 年 1 月から段階的に延長され、最終的に加算期間が 7 年となるのは 2031 年 1 月からです。

【暦年贈与の留意点】

○贈与に対するメリットは 7 年を経過しないと生じないため、上記相続時精算課税を選択しない場合は、早めの資産移転や贈与を行う必要があります。

■ どちらを選択したらいいか

これまでは、暦年課税を選択するケースの方が多く見られましたが、今回の改正によって相続時精算課税の使い勝手が、少しよくなった感があります。それではどのようなケースでどちらを選択したらいいのでしょうか。(一概には言えませんが)

○相続時精算課税を選択した方がよいと思われるケース

- ・生前贈与加算の対象となる人に年間 110 万円以内で贈与する場合
- ・贈与者が高齢等で長期間にわたる贈与が困難な場合
- ・資産が将来、価値が値上がりすると考えられる場合(土地や株式など)

○暦年課税を選択した方がよいと思われるケース

- ・移転したい資産が多くあり、生前贈与の加算期間外で贈与する場合
- ・相続や遺贈で財産を取得しない孫等に贈与する場合

■日経新聞拾い読み

マンション節税防止へ(2023.6.27)

相続税 高層階の負担増 算定実勢価格を反映

国税庁が「マンション節税」や「タワマン節税」の防止に向け、相続税の算定ルールを見直す方針を固めた。実勢価格を反映する新たな計算式を導入。マンションの評価額と実勢価格との乖離（かいり）が約1.67倍以上の場合に評価額が上がり、高層階ほど税額が増える見通しだ。年間10万人以上の相続財産が課税対象となる中、税負担の公平化を図る狙いがある。現行ルールは1964年の国税庁通達に基づく。国税庁は財産の評価方法を定めた通達を2023年中に改正し、24年1月1日以降の適用を目指す。現在は実勢価格の平均4割程度にとどまっている評価額が6割以上に引き上がる結果となる。

相続税法は財産の評価は「時価による」と規定する。現金や上場株に比べて土地や建物は評価が難しく、国税庁は通達で、マンションの場合は建物と土地の評価額の合計とする。建物は固定資産税の評価額を使用。土地は一般的に毎年公表される路線価を使って計算する。金額に応じて10～55%の税率を掛け、相続税額を申告する。今回のルール改正の最大のポイントは、実勢価格を反映する指標の導入だ。新たなルールは(1)築年数や階数などに基づいて評価額と実勢価格の乖離の割合（乖離率）を計算(2)約1.67倍以上の場合、従来の評価額に乖離率と0.6を掛ける——ことで評価額を

引き上げる。戸建ての平均乖離率（1.66倍）にそろえる狙いだ。（中略）

現行の算定ルールが導入された当時は皆無だったタワマンマンションは現在、全国に1400棟以上。人気で高価格の高層階ほど実勢価格と評価額の差が大きくなる傾向がある。この差を使った節税策は「マンション節税」とも呼ばれ、相続税負担の不公平性がかねて指摘されていた。

見直し議論が本格化したきっかけは、22年4月の最高裁判決だ。購入価格が計13億円超のマンション2棟の評価額を3億3千万円とした相続人に対し、実際の評価額は12億7千万円だとした国税当局の追徴課税を認容。判決理由で「他の納税者との間に看過しがたい不均衡が生じ租税負担の公平に反する」と言及した。

以前最高裁の判決について、本欄でご案内したことがありますが、国税庁は、具体的な算定ルールを見直ししてきました。実勢価格を反映する指標を導入するというものです。

これによって、相続前に借金等によってタワマンマンションを購入して節税しようとする行為が、ある程度抑えられることになると思われます。

そもそも相続税の税率が高すぎるということもあるのではないかともいわれています。最大55%の相続税が課税されるわけですから、富裕層としては節税を考えるでしょう。いちごっこで、まだまだ他の方法で節税策を考えるのでしょね。

□PRIVATE

知多四国八十八ヶ所巡り

梅雨の合間、久しぶりに知多四国八十八ヶ所巡りにきました。前回の続きで、35番札所「成願寺」、36番札所「遍照寺」と廻って、篠島・日間賀島への高速船が出ている師崎港へ。知多の南に浮かぶ篠島・日間賀島にも八十八ヶ所の札所があります。「ふぐ」「蛸」「しらす」の島で楽しみにしていました。

まずは、高速船で篠島へ。38番札所「正法禅寺」番外「西方寺」、39番札所「医徳院」の3か所を回って、お昼にしらす丼をいただきました。再び高速船に乗って日間賀島へ。日間賀島西港近くの「大光院」にお参りして、東港まで歩きました。日間賀島では、この季節「ふぐ」はありませんが、「蛸」を食べたくて、食堂に立ち寄りましたが、メニューにないので、「蛸しらす丼」のごはん無を注文していただきました。平日のため開いているお店も少ないです。海もきれいで、約2万歩のウォーキングを楽しんできました。



成願寺(南知多町)



医徳院(篠島)



歓迎日間賀島



高速船

瀬良社会保険労務士・FP事務所

代表 瀬良 孝司

〒458-0826

名古屋市緑区平子が丘3029

TEL 052-623-8769 090-9910-2988

FAX 052-623-8769

E-mail mount-like94@ksh.biglobe.ne.jp

<http://www7b.biglobe.ne.jp/~sr-sera/> (事務所 HP)

<http://www7b.biglobe.ne.jp/~yamasuki-serappe/> (PRIVATE)